

レンタルスペース利用規約（契約書）

1. 貸主東野幸次（以下、甲）はレンタルスペース（以下、本物件と記す）を申込者（以下、乙）に賃借し、乙はこれを賃借することを約する。乙は本物件の使用目的とした内容で賃借するものとし、それ以外の目的で使用してはならない。
2. 利用料金は乙が甲に預託することで予約の成約とし、乙が本物件を返還した後、受託した金額から利用料金（利用時間が延長した場合は延長料金）を精算し、甲は乙に返金するものとする。但し、返金に手数料を要する場合は乙の負担とし、本物件管理事務所の営業時間外の返金の場合は原則として翌営業日以降の返金とする。また利用料金の不足、損害の賠償などが生じた場合はすみやかに乙は甲に支払わなくてはならない。
3. 乙は本物件を使用するときは善良なる管理者の注意をもって本物件及び建物内の諸設備を使用しなければならず、周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことがないように注意し、本物件利用者（以下、丙）の利用にかかり、近隣者の迷惑となるような一切の行為をしてはならず、その管理監督義務を負わなければならない。特に自転車などの利用が想定される場合、ビルの共用玄関付近や駐車指定区域外に駐輪しないよう監督し、もし第三者から異議・苦情等の申し出があったときは乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。
4. 乙又は丙は本物件の内外装設備・造作などを改造・除去・変更するなど現状を変更してはならない。本物件を返還した際に現状の変更や破損・傷みが見られる場合には、乙は自らの負担において原状回復義務を負うものとする。
5. 地震・火災・風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または電気、ガス、給排水、空調等の設備の故障によって生じた損害について、その責を負わないものとする。
6. 乙または丙は本物件の全部又は一部について賃借権の譲渡や第三者へ転貸してはならない。
7. 甲又は甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件の管理上必要があると認めたときはいつでも本物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講じることができる。
8. 乙は申込書に記載した使用期間内に、本物件を甲に明け渡さなくてはならない。この場合において乙は原状回復義務を負うものとし、ゴミや残留物を本物件に残してはならない。残留物の処分が必要な場合にはゴミペール1箱につき壱千円の処分料金を支払うことで処分することができる。
9. 乙は本物件の利用に際し、その申込み毎に本契約書に同意したものとする。また契約を更新する場合は従前の契約は破棄したものとする。
10. 乙は本物件の予約を破棄する場合、当日は利用料金の100%、前日は50%の違約金を支払い解約することができる。それ以前の解約は違約金は発生しないものとする。

年 月 日

申込者自署（乙）
